

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について寄せられた御意見について

令和3年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

標記につきましては、令和3年10月29日から同年11月27日までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計23件の御意見をいただき、そのうち本件と関係のある御意見は22件でした。お寄せいただいた御意見のうち、主な御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
<建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案>		
1	温度の上側の基準を28度に維持するのであれば、昭和46年3月31日環衛第44号環境衛生局長通知において「居室内の温度を外気の温度より低くする場合の許容し得る温度差は7度以内として指導されたいこと。」とされている点についても、近年の猛暑日の増加を踏まえ整理が必要ではないか。	現時点で御指摘の通知の見直しは検討しておりませんが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
2	建築物環境衛生管理基準の見直しについて「国際基準に合わせる」とされているが、その基準値となった根拠を示してほしい。	平成22年にWHOが改定した室内空気質に関するガイドラインでは、一酸化炭素への長期ばく露による感覚運動能力の変化や認知能力への影響等との関連を踏まえて室内における一酸化炭素濃度の基準として、「7 mg/m ³ (24時間値、6.0ppm (20°C換算値)、長期ばく露) 以下」が新たに追加されました。また、WHOが平成30年に策定したガイドラインでは、冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮し、低温側の室内温度として18度以上とすることが勧告されました。

		<p>これらを踏まえ、建築物衛生管理に関する検討会報告書（令和3年7月公表。以下「検討会報告書」という。）において、建築物環境衛生管理基準の一酸化炭素の含有率の基準を「100万分の10（10ppm）以下」から「100万分の6（6ppm）以下」に、温度の低温側の基準を17度から18度に見直すことが適当とされたことから、今回改正することとしたものです。</p>
<p><建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案></p>		
<p>3</p>	<p>建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任する際には、当該二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない、とされているが、誰がどのように確認するのか。「業務の遂行に支障がない」ことを判断する具体的な基準や確認事項等を省令等で明確に示すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないこと」の確認については、当該特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）が、当該管理技術者（管理技術者となろうとする者）が兼務しようとする建築物の状況等を勘案して確認する必要があります。また、確認に当たっては、当該特定建築物について特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないこととしています。 ・「業務の遂行に支障がないこと」の判断の目安等については、いただいた御意見を踏まえ、今後、関係団体とも調整のうえ、通知等によりお示しする予定です。
<p>4</p>	<p>管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者として選任された後、選任された特定建築物において環境衛生上の問題が生じた場合、兼任は認められなくなるのか。</p>	<p>管理技術者の職務は「特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督」することであり（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第6条第1項）、管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなった後、当該管理技術者が選任されている特定建築物において環境衛生上の問題が発生した場合は、当該管理技術者が引き続き当該二以上の特定建築物の管理技術者を兼任することは適当ではないと考えられ、特定建築物所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう必要な対応を行っていただく必要があります。</p>

5	<p>同時に二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことについて、管理技術者を選任する時点で行政による確認や関与はあるのか。</p>	<p>管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことを確認する主体は特定建築物所有者等ですが、特定建築物所有者等は、法第5条に基づく都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。）への届出において、当該特定建築物の管理技術者が他の特定建築物を兼任している場合は、当該特定建築物の名称等について届け出る必要があります。</p> <p>また、特定建築物所有者等は、管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことの確認結果を記載した書面を備えておくことが必要となり、都道府県知事は、特定建築物への立入検査等を行う場合には、当該書面も確認したうえで、当該特定建築物について環境衛生上必要な指導等を行うこととなります。</p>
6	<p>特定建築物所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合には、特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないこととなっているが、管理権原者は、当該特定建築物の管理業務委託契約を締結しているビル管理者等をいうのか。</p>	<p>「特定建築物維持管理権原者」は、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものを指します。</p> <p>御指摘の「ビル管理者等」が、建築物環境衛生管理基準に従い特定建築物の維持管理を履行するために必要な一切の権原を当該特定建築物の所有者から与えられ、自らの判断と責任に基づき特定建築物を維持管理することが可能である場合は、当該ビル管理者等は特定建築物維持管理権原者であると考えられます。</p>
7	<p>特定建築物所有者等は、選任しようとする者又は現に選任している管理技術者が、当該二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことを確認した場合、その確認結果を記載した書面を備えておくこと、とされているが、どのような内容を記載すればよいのか具体的に示してほしい。また、当該書面の保管期間や保管方法の制約のほか、当該書面を管理技術者が兼任するそれぞれの特定建築物の所有者等が情</p>	<p>管理技術者に係る確認結果を記載する書面について、いただいた御意見を踏まえ、今後、関係団体と調整のうえ、当該書面に記載すべき具体的内容を通知等によりお示しする予定です。</p> <p>なお、当該書面は、当該管理技術者を選任している間は保管する必要があり、また、他の帳簿書類と同様、紙媒体に限らず電磁的記録により保存することも差し支えありません。</p>

	報共有する必要はあるのかを示してほしい。	
8	<p>管理技術者の業務の遂行に支障があるにも関わらず、経費削減等により、技術者の能力を超えて多数の物件を管理させることにより、建築物の維持管理に支障が生じる事態が発生する恐れがあることから、兼任できる建築物の上限数を設定すべきである。</p>	<p>検討会報告書において「建築物の用途や設備等の状況は様々であり、兼任できる棟数や延べ面積の上限を国で一律に示すことは困難である。」とされたことから、兼任できる建築物の上限数を定めないこととしました。</p> <p>代わりに、管理技術者が新たに他の二以上の特定建築物の管理技術を兼ねようとするとき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに当該管理技術者を選任しようとする特定建築物所有者等、 ・既に当該管理技術者を選任している特定建築物の特定建築物所有者等 <p>のそれぞれが、当該管理技術者の業務の遂行に支障がないことについてあらかじめ確認することを必須とすることで、御懸念の「技術者の能力を超えて多数の物件を管理させる」ことがないようにすることとします。</p>
<p><建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案></p>		
9	<p>改正後の円滑な運用のため、改正内容や手続について十分な周知をしてほしい。</p>	<p>政省令の改正内容等については、地方自治体や関係団体を通じて周知を行う予定です。</p>